

サービス(違法)残業はしていませんか？

超勤手当について

決められた労働時間以外でも、様々な事情により残業や休憩時間に勤務をしないといけない時もあります。**労働時間外**には賃金の支払いがないわけですから、**超過勤務(残業)** 手当が支給されます。しかし日頃の勤務の中で残業代は、きちんと支払われていますか？ 基本的には残業や休憩時間に勤務する場合には管理者が指示をすることになっていますが、お客さま対応等で**指示が無くても働かざるえない**場合もあります。その場合は管理者に**報告をして超勤を申請**しましょう。

例 休憩時間に車イス対応や、遺失物の搜索や受け渡しを行う事や、みどりの窓口で明けの時に10時の打ち出しを依頼された。仕事上のミスでの聞き取り調査や書類の提出にかかった時間についても**時間外であれば超勤の支払い**が必要です。

また上司の指示がなければ、勤務が終われば帰宅しましょう。

違法残業と言おう！

ブラック企業という言葉をよく耳にします。ブラック企業とは何でしょうか？ 長時間労働や違法残業を日常的にさせる**残業代を支払わない**ような悪質な企業の事です。

私たちは**超過勤務手当の支払われない残業**を「違法残業」ではなく「サービス残業」と言ってしまうます。・超勤手当を支払わない事は法律違反です。サービス残業」というと自分から進んでやっているから手当をもらうのは悪いなとか、申請しにくいなと考えてしまいそうです。**違法をサービス**していませんか？
国労は、働いた分は労働者の権利としてしっかり賃金を支払うよう会社に申し入れをするとともに、管理者が社員の勤務をしっかりと把握し適正に残業を指示することが重要だと考えています。

先月かない残ったのに超勤少なかったけどなんでかな～(泣)



国労の人に相談してみたら、アドバイスがあるかも・・・



若いカ

第 6 号

2014年7月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515